

川崎市における地域包括ケアシステム構築の取組



令和2年2月7日(金)
川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会

1

少子高齢化と人口減少

急速に進展する高齢化 特に75歳以上人口と比率の急増

- 65歳以上 3,190万人(2013年)25.1%⇒ 3,657万人(2025年)30.3%
- 75歳以上 1,560万人(2013年)12.3%⇒ 2,179万人(2025年)18.1%

2025年(平成37年)には、団塊の世代が75歳以上に到達

- 第1次ベビーブーム(昭和22～24年)生まれの人たちが75歳以上となり、引き続き高齢化が進展
- 急激な高齢化により医療・介護・福祉・生活支援などの需要が、さらに増加

地域により異なる高齢化 75歳以上人口は都市部で急増

- 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なる。

人口減少社会突入 減っていくのは、子ども、稼ぎ手、担い手

- 少子化の改善なければ、生産年齢人口(15歳～64歳)は減少し、未曾有の人口減少社会に突入

2

地域包括ケアシステム構築に向けた基本的な考え方

全国的には、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、後期高齢者が急増し、大都市圏で未曾有の高齢化を迎える。
こうした中で、

「**地域包括ケアシステム**」とは、

少子高齢化と相まって超高齢社会が進行する中で、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくり。

川崎市では、①大都市の中で最も若い都市であり、②ボランティア団体や産業・研究機関など多くの社会資源を有し、③コンパクトな都市であることなどから、高齢者のシステムの汎用性に着目し高齢者に限定せず、

「**すべての地域住民**」を対象とし、

高齢者や障害者、こどもに関わる施策をはじめとする保健医療福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済分野などあらゆる行政施策が連携したシステム構築をめざす。

地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

基本的な5つの視点

[意識の醸成と参加・活動の促進]

1. 地域における「ケア」への理解の共有とセルフケア意識の醸成

[住まいと住まい方]

2. 安心して暮らせる「住まいと住まい方」の実現

[多様な主体の活躍]

3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現

[一体的なケアの提供]

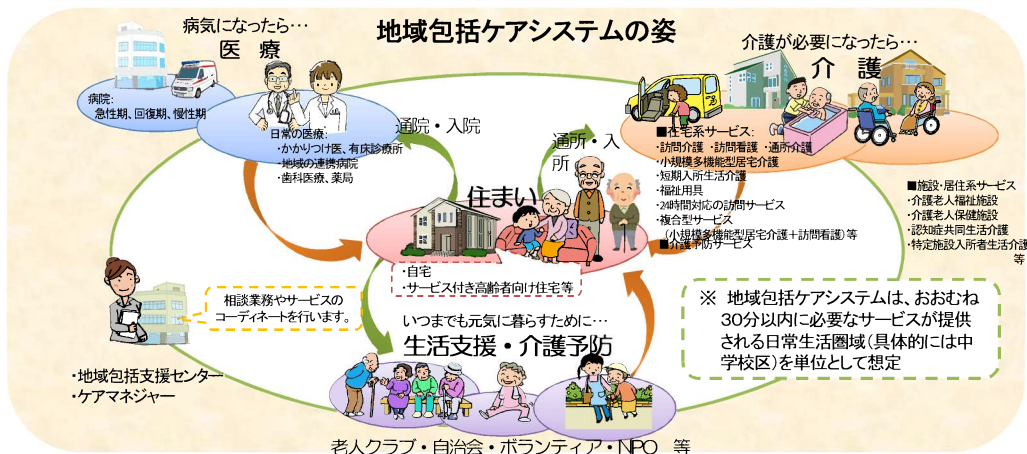
4. 多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現

[地域マネジメント]

5. 地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築



国の考える「地域包括ケアシステム」とは



市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

⇒ 国も地域包括ケアシステムの対象を広げた「地域共生社会の実現」をめざしている。

「地域共生社会」の実現

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

※地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築。

※厚生労働省資料を改変。

第2段階の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ

第1段階(平成27～29年度) 土台づくり
第2段階(平成30～37年度) システム構築期
第3段階(平成37年度以降) システム進化期

- 地域のあるべき姿の合意形成
- ビジョンの考え方を地域で共有
- 多様な主体の役割に応じた行動

【自助】

【互助】

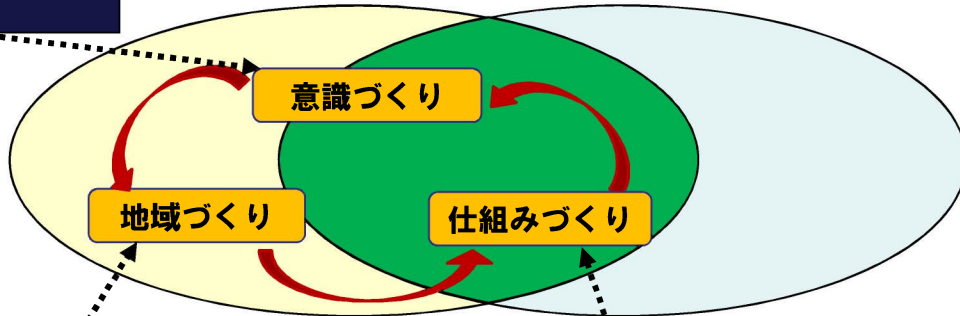
【共助】

【公助】

区役所の機能
(地域みまもり支援センターなど)

市役所(本庁)の機能
(健康福祉局など)

1 意識の醸成と参加・活動の促進



2 住まいと住まい方
3 多様な主体の活躍

4 一体的なケアの提供
5 地域マネジメント



超高齢社会を見据えた地域ケアシステムの更なる推進に向けた検討

超高齢社会の到来に向け、川崎市では、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステム構築を目指しており、システム構築に向けては、**高齢者施策の汎用性に着目して取組を推進していくことが効果的**であると考えます。

そこで、今後急増が予測される高齢者について「**推進ビジョン**」の5つの基本的な視点をベースに、**今後の取組の大まかな方向性を整理**するため、あり方検討会議を設置し、「第8期いきいき長寿プラン」へ検討内容を反映し、汎用性に着目して、「第6期地域福祉計画」等に考え方を波及させる。今年度末までに報告書を作成(予定)。

地域包括ケアシステムあり方検討会議中間報告の概要

- 社会システムとしての地域包括ケアシステム構築の視点
- ①市民一人ひとりを支える上で、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくことが重要。
 - ②個人へのアプローチには、専門職種を中心に、その人に紐づく地域資源である「**本人資源**」をアセスメントしていくことが重要であり、両者の視点の結節点となる。
 - ③家族機能をどのように捉えていくかは重要な論点であり、**家族支援のあり方**について検討していく必要がある。
 - ④今後の超高齢社会を見据えて、基礎自治体として、質の議論とともに、量的な対応に向けて、**将来を見通し長期的に資源を適切に確保する方策**に留意することが必要である。



- 今後の取組の視座
- ①小地域ごとの特性を配慮した施策展開
 - ②分野横断的な施策連携の実現
 - ③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発
- ※関連する既存の取組などを取組の視座に沿うよう、充実させていくことが重要。

これまで2025年をターゲットとしてきたが、人口のピークが2030年でその後も高齢化が続いていく本市においては、2025年までに一定のシステム構築を図るとともに、その後も加速的な取組が求められ、中長期的に捉えていくことが必要。

(検討会議メンバー)※敬称略

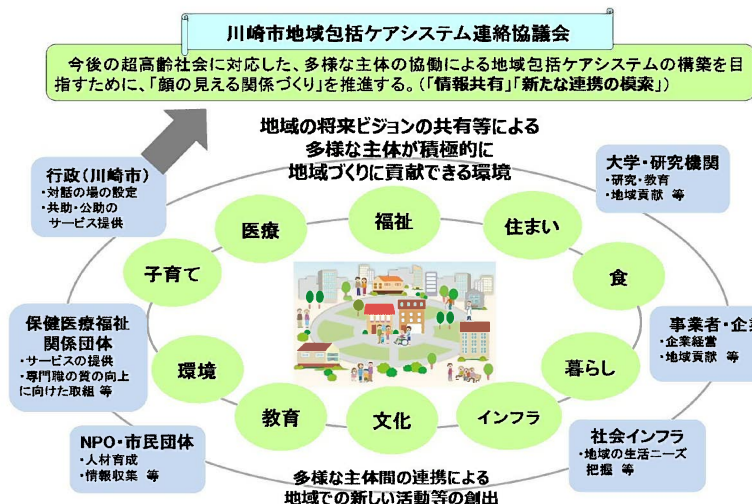
1	慶應義塾大学環境情報学部教授	秋山 美紀
2	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻教授	石山 麗子
3	一般財団法人高齢者住宅財団企画部長	落合 明美
4	東京大学大学院法学政治学研究所教授	金井 利之
5	東京大学高齢社会総合研究機構特任講師	後藤 純
6	川崎市立看護短期大学学長	坂元 昇
7	特定非営利活動法人理事長	柴田 範子
8	公益財団法人川崎市医師会副会長	関口 博仁
9	社会福祉法人川崎聖風福祉事業推進部長	中澤 伸
10	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授	堀田 聡子

1 意識づくり(1)

【連絡協議会の拡充について】

これまで地域包括ケアシステムの構築を図るため、多様な主体が自由に情報交換・協議を行い、「顔の見える関係づくり」を進め、主体的な連携の可能性を模索し、参加者が気づきを得る場となることを目的にしてきた。

今後は、さらに、それぞれの主体に応じた役割を自発的に担っていただけるよう、参画団体を拡大し、多様な参加者との対話を通じて、連携の可能性を模索し、気づきを得られる場をめざす。



【目的】

- 将来ビジョンの共有化、多様な主体間での意見交換
- 推進ビジョンの考え方の共有を図り、それぞれの自主的な活動につなげる

【会員】100団体等(令和2年1月31日現在)

- ・保健・医療・福祉関係等団体
 - ・PTA連絡協議会、商工会議所、かわさき市民活動センター
 - ・地域見守りネットワーク協力事業者
 - ・交通機関(鉄道・バス)、金融機関
 - ・包括協定締結大学
 - ・地域の活動団体など多様な主体 等
- 【運営委員会】(保健・医療・福祉関係等団体を中心に構成)
・連絡協議会の運営方法の検討、今後の取組に関する意見交換等

平成29年度末参画団体
(22団体)

100団体

川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会の取組

【連絡協議会の目的】

- 多様な主体が自由に情報交換・協議を行い、「顔の見える関係づくり」を進める。
- 主体的な連携の可能性を模索し、参加者が気づきを得る場としていくことを目指す。
- 多様な参加者との対話を通じて、連携の可能性を模索し、気づきを得られる場を目指す（好事例の共有等）。

【これまでの連絡協議会のアンケートの御意見】

- ・地元根ざした活動が知りたいなど、市内の様々な地域包括ケアに関する活動を紹介してほしい。
- ・いろいろな意見や発想を活用するため、参画団体同士で課題解決に向けた検討をしてはどうか。
- ・「自分は地域包括ケアシステムにどのように関わることができるのか」を様々な場面で発信し、周知することが重要。
- ・教育の場からも発信して子どものうちから地ケアを知ると良い。
- ・サポートを受ける側の人々の意見を聞きたい。 など

【今後の取組の方向性】

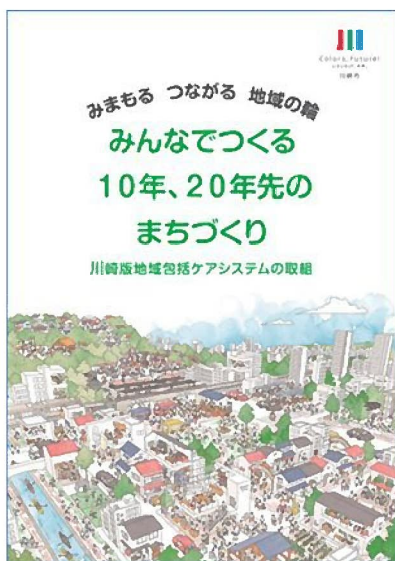
- (1) 情報交換シートの活用
参画団体の皆様の了解を得て、令和2年8月を目途に、会員団体間で情報共有を図れるようリスト化する。
- (2) 小グループでの話し合いの場の設置
協議会での意見交換、アンケート、情報交換シート等を参考に、次年度に、運営委員会で相談しながら、関係する参画団体にお声がけして、小グループでの話し合いの場を持ち、連携した取組につなげていくための検討をしていきたい。

9

1 意識づくり（2）

【戦略的広報の推進】

パンフレット（平成31年3月改定） 市政だより（令和2年2月1日号）



（令和元年1月末時点；約20,000部配布）



マンガで伝える地域包括ケア



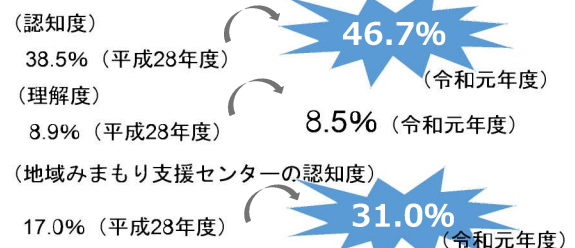
（12話までポータルサイトで公開中）
今年度末までに4話公開予定

ポータルサイト



※その他、様々な広報媒体で普及啓発。

地域包括ケアシステムの認知度・理解度



※地域福祉実態調査速報値より（令和元年度） 10

1 意識づくり（3） 認知症サポーター養成の取組

★認知症サポーターって？

- ・何か特別なことをする人ではありません。
- ・認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る支援者として自分の出来る範囲で活動します。



中学生向け認知症サポーター養成講座の様子



★認知症サポーターになりませんか？

- ・講師が出張し、認知症サポーター養成講座を開くことができます。
- ・企業や団体、小学校、中学校、高校、大学、地域の集まり（町内会・老人会・PTA等）などに、講師が出向いて、認知症サポーター養成講座を開くことができます。（原則、受講者5名以上から）

【お問合せ先】

各区役所 地域みまもり支援センター または、
川崎市高齢社会福祉総合センター 人材開発研修センター
(電話) 976-9001 (FAX) 976-9000



	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認知症サポーター 養成者数(累計)	41,980人	52,600人	62,223人



2 仕組みづくり（1）

【在宅医療の充実と医療・介護連携の強化】

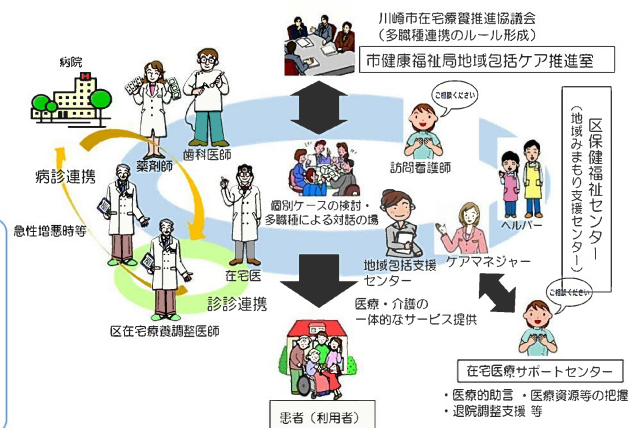
誰もが、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域や自ら望む場で暮らし続けることができるよう、引き続き、在宅医療の充実と医療・介護の連携を強化していく。

【主な取組状況】

- ①入退院時における医療機関と在宅介護の連携強化
 - ・入退院調整モデルの運用開始(令和元年)
 - ・病院ヒアリングの実施(令和元年から)
- ②在宅医療を支える医療機関間の連携強化
 - ・市・区在宅療養推進協議会の設置(平成25年から)
 - ・在宅療養調整医師の配置(平成26年から)
- ③医療と介護をまたぐ多職種連携方法の具体化
 - ・多職種連携マニュアルの作成(平成29年)
- ④介護施設における医療ニーズや看取りへの対応
 - ・高齢者福祉施設における医療対応実態調査の実施(令和元年)
- ⑤在宅療養や看取りに関する普及啓発
 - ・情報誌「あんしん」の発行や出前講座の実施(平成26年から)

【今後の方向性】

- 入退院支援における連携強化
 - ・入退院支援窓口・運用リストの作成(令和2年)
 - ・(仮称)入退院支援ガイドブックの作成(令和2年)
- 医療・介護の総合的な連携強化
 - ・総合リハビリテーションCと在宅医療サポートC機能の統合を検討
- 福祉における医療対応のあり方検討
 - ・9都県市首脳会議における共同研究(令和2年)

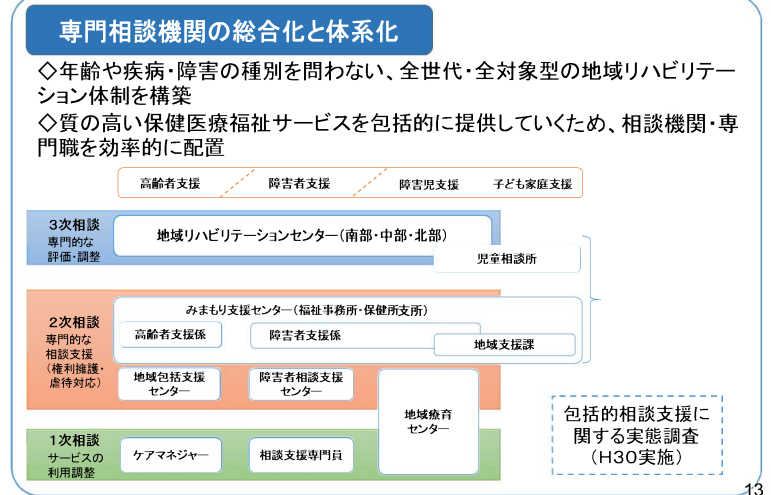
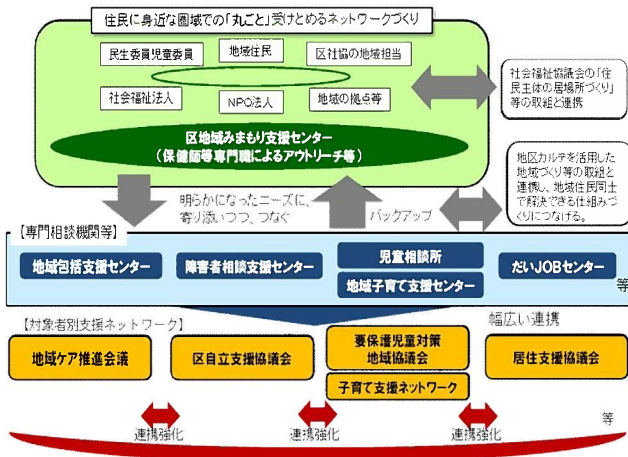


2 仕組みづくり（2）

【包括的な相談支援の推進】

○高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（「8050問題」）、介護と育児に同時に直面する世帯（「ダブルケア」）、障害のある子の親が高齢化し介護を必要とする世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯などへの対応が求められている。

○高齢者、障害者、児童等のそれぞれの分野における相談支援ニーズも増加していることから、包括的な相談支援ニーズの具体的な内容や分量、支援が困難な理由を分析し、効率的かつ効果的な対応を図っていく。

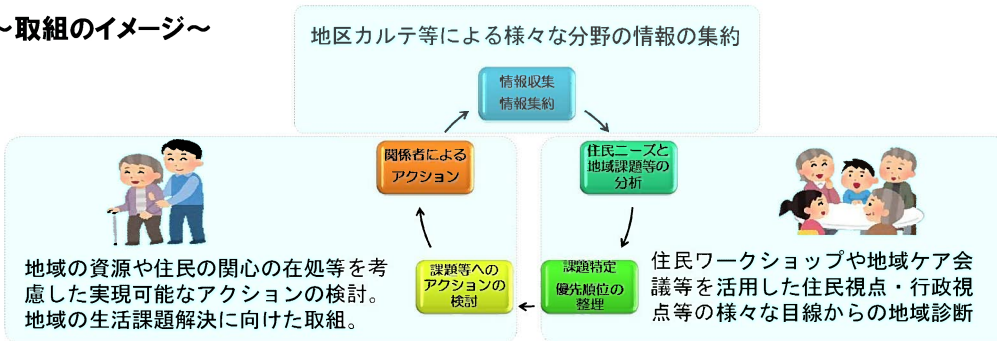


3 地域づくり（1）

【地域包括ケアシステムの基礎となる地域力の維持・向上】

- 地区カルテ等を活用した地域マネジメントの推進
- 住民ワークショップ、ヒアリング、アンケート調査等を用いた地域との対話の仕組みづくり
- 地域住民を始めとする地域の関係主体による地域課題の共有・解決の支援

～取組のイメージ～



【取組の方向性】

- ① 多様化する地域課題に対応するための小地域単位の地域マネジメントの強化
- ② 地域の住民互助を支えて来た既存団体の活動支援
- ③ 住民の幅広い社会参加の促進による地域力の向上
- ④ 住民ニーズに対応した生活支援の充実と担い手づくり

【直近の取組】

・地区カルテによる地区概況のホームページでの公表
令和元年度末時点の地区カルテについて、健康福祉局でガイドページを作成し、各区のホームページで公表していく。
・介護事業所への生活支援コーディネーター配置
概ね小学校区程度の範囲を基本とした小地域の生活支援ニーズを把握し、地域の多様な主体との協働によって課題解決を図る取組を実施。
(R元年度：3事業所)

住民ワークショップ



3 地域づくり（2）－コミュニティ行政との協働・連携－

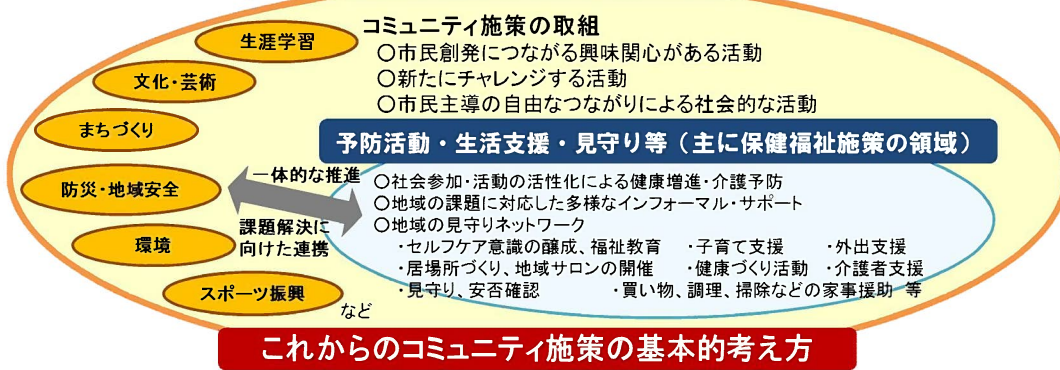
【参考】

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定

社会経済環境の変化に適応し、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現する施策の方向性を示すことを目的として、平成30年度末に策定した基本的考え方に基づく施策の推進を行う。
 (1) 地域レベルの居場所「まちなひろば」の創出
 (2) 区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出

「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成

地域包括ケアシステム推進ビジョン



川崎市社会福祉協議会の「ボランティア活動振興センター」や、「かわさき市民活動センター」などの中間支援組織における支援を進めるとともに、地域のボランティア活動等に参画する動機付けとなる取組を推進するため、コミュニティ施策分野などとも連携を図りながら、ボランティア・NPO活動や町内会・自治会等の支援に向けた取組を推進していく。

3 地域づくり（3） 各区の取組状況

